

砥部町個人町民税減免取扱要綱

令和8年4月1日
砥部町告示第93号

(目的)

第1条 この告示は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第323条、砥部町税条例(平成17年砥部町条例第54号。以下「条例」という。)第51条第1項第1号から第3号及び砥部町税条例施行規則(平成17年砥部町規則第47号。以下「規則」という。)第8条第1号から第4号の規定による個人町民税の減免の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とし、公平かつ適正な運用を図るものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は次の各号に定めるほか法、条例その他関係法令の例によるものとする。

- (1) 条例第51条第1項第1号に規定する生活保護法の規定による保護を受ける者とは、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、生業扶助又は、出産扶助のいずれかを受けている者とする。
- (2) 条例第51条第1項第2号に該当する者とは、収入見込み、資産の保有状況、今後の就労可能性を考慮し、第3条の規定により担税力なしと判定された者とする。
- (3) 条例第51条第1項第3号に該当する者とは、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第32号イからハに該当する者とする。
- (4) 規則第8条第2号に規定する「町民税の納付が困難と認められる場合」及び同条第3号に規定する「町民税の納付が困難と認められる者」とは徴収の猶予、納期限の延長等によっても到底個人町民税を納税することが困難と認められる場合及び者とする。

(判定方法)

第3条 前条第1号に規定する者の判定は、生活保護法に基づく保護の決定の有無により判定するものとする。

2 前条第2号に規定する者の判定は、次の各号に掲げる方法により判定するものとする。

- (1) 収入見込みの判定は、次のア及びイにより判定するものとする。
 - ア 当該年における非課税所得を含む収入見込みが生活保護費額相当額以下であること
 - イ 生計を一にする世帯の預貯金等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額以下であること
- (2) 資産の保有状況の判定は、次のア及びイにより判定するものとする。
 - ア 生活保護制度において、居住用財産は最低限度の生活のために活用できる場合、財産の所有を認めることがあることから、個人町民税の減免においては、居住用以外の不動産(災害、権利関係の係争その他の事情により換価することが著しく困難であると認められるものを除く。)を有しない者であること
 - イ 生計を一にする世帯の利用し得る資産や能力の活用が可能な者である場合は、その活用をもってしても個人町民税の全額負担に堪えることが困難であると認められる

者であること

(3) 今後の就労の可能性の判定は、次のア及びイに掲げる内容を基準に、個別の事情を総合的に考慮するものとする。

ア 今後の就労が可能であると判定される基準

- (ア) 失業、休業、廃業等（以下「退職」という。）後、就職先を探していたり、勉学をしたりする者
- (イ) 退職後、事業を行っている者
- (ウ) 定年退職した者
- (エ) 育児休暇を取得している者、結婚して退職した者、親族と同居している者（ただし、親族に不慮の事故や介護などで同居せざるを得ない状況の者は除く。）

イ 今後の就労が困難と判定される基準

- (ア) 事故や病気などで、収入を得るのに困難が予想される者
- (イ) 精神を患い、就労が困難になった者
- (ウ) 親族の介護などを行わなければならない、就労が困難な者
- (エ) 就職先を探しているものの、現住所地の労働局が発表する有効求人倍率が1以下で、職業に就くことが困難であると認められる者
- (オ) その他やむを得ない事情により就労が困難になったと認められる者

3 前条第3号に規定する者の判定は、当該学校等に在籍していることを明らかにする証明より判定するものとする。

4 前条第4号に規定する者の判定は、納税相談を行ったうえで、その結果により判定する。（減免申請）

第4条 減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第51条第2項に規定する申請期限（以下「申請期限」という。）が経過していない部分の納期又は徴収月に係る税額の一部又は全部について減免を申請することができる。

2 申請者は条例第51条第2項に規定する申請書（以下「減免申請書」という。）に、個人町民税・県民税減免申請書附表（様式第1号。「減免申請書附表」という。）を添付し町長に申請しなければならない。

3 申請者は、減免申請書附表に記載した事項を証するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 条例第51条第1項第1号に該当する者

ア 生活保護法による保護を開始したことを証する書類

(2) 条例第51条第1項第2号に該当する者

ア 公私の扶助に係る支給通知書その他当該給付の内容を証する書類

イ 給与明細又は源泉徴収票その他給与等の支払額を証する書類

ウ 年金振込通知書又は源泉徴収票その他公的年金等の支払額を証する書類

エ 退職金支払通知書又は源泉徴収票その他退職手当等の支払額、当該退職手当等から徴収される所得税額、町民税額を証する書類

オ 収支内訳書その他給与所得、公的年金等に係る雑所得及び退職所得以外の所得に係る収入金額及び必要経費を証する書類

カ 通帳、残高証明書又は預貯金証書その他減免申請日現在における預入残高及び同日現在において解約した場合に既経過利子の額として支払いを受けることができる金

額を証する書類

- キ 取引残高報告書その他減免申請日現在における保有株式等有価証券の価額を証する書類
- ク 雇用保険法第14条に規定する受給資格を有する者は、雇用保険受給資格証の写し
- ケ 失業により求職活動を行っている者は、離職理由を証する書類及び失業により求職活動を行っていることを証する書類の写し
- コ 第3条第2項第2号イの規定による利用し得る資産を有する者は、中古市場における買取査定見積書
- サ その他町長が必要と認めるもの

4 町長は、減免の決定に係る審査において必要があると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 前項に規定する書類以外の資料の提示又は提出の要求
- (2) 減免申請書等の記載事項に関する補正の指示
- (3) 申請者その他の関係人に対する質問及び事情の聴取
- (4) 減免の要件を確認するために必要な範囲内における、資産、収入及び生活状況に関する自宅等への実地調査
- (5) 官公署、金融機関、勤務先その他の関係機関に対し、申請者及びその世帯員の資産、収入、その他の必要な事項について照会し、報告を求めることができる。

5 申請者は、前項の規定による調査及び照会等について、あらかじめ同意しなければならない。なお、申請者が同意を拒否し、調査に応じないときは、町長は減免の申請を却下することができる。

(減免の決定等)

第5条 町長は、減免申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、第3条の規定により条例第51条第1号から第3号に該当する者であることを判定したうえで、規則第8条第1号から第4号のいずれかに該当する場合は、該当する規定に基づく減免率により減免の承認を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により減免の承認を決定した場合は、申請者に対して、速やかに減免後の個人町民税・県民税額を通知するものとする。

3 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その申請を承認しないものとする。

- (1) 減免を受けることのできる要件を欠いている場合
- (2) 虚偽の申請をした場合
- (3) 一定の期間を定めて必要な書類の提示若しくは提出又は減免申請書等の補正若しくは事情の聴取を求めてもこれに応じない場合

4 前項の規定により減免の申請を承認しない決定をした場合は、申請者に対して、個人町民税・県民税減免不承認決定通知書(様式第2号)により、理由を付して、申請を承認しない旨を通知するものとする。

(減免事由消滅の申告)

第6条 前条第1項の規定による決定を受けた者が、当該決定を受けた後において、減免事由が消滅した場合には、その事情が生じた日から起算して10日以内に、個人町民税・県民税減免事由消滅申告書(様式第3号)にその根拠となる書類等を添付し申告しなければならない。

ならない。

(減免事由及び減免額の変更)

第7条 町長は、第5条第1項の規定による決定をした後において、前条の規定により個人町民税・県民税減免事由消滅申告書(様式第3号)の提出があった場合であって、減免額を変更すべきときは、その内容を審査し、減免額を変更するものとする。

2 前項の規定により減免額を変更する場合には、減免額を変更すべき事情が生じた日において申請期限が経過していない部分の納期又は徴収月に係る税額について変更するものとする。

3 第1項の規定により減免額の変更を決定した場合には、個人町民税・県民税減免事由消滅申告書(様式第3号)を提出した者に対して、速やかに減免額変更後の個人町民税・県民税の額を通知するものとする。

(減免の取消し)

第8条 町長は、減免の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により減免を受けたことが判明した場合は、減免を決定した者に対して、個人町民税・県民税減免取消決定通知書(様式第4号)により、減免を取り消した旨を通知するものとする。

2 前項の規定により減免を取り消した旨の通知を受けた者で、当該減免を取り消された納期又は徴収月に係る申請期限において、他の減免事由に該当する場合には、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、減免申請書にその証拠となる書類を添付して町長に提出することで、当該減免を取り消された納期又は徴収月に係る税額について第8条の規定による減免の決定に係る審査を受けることができる。

(その他)

第10条 この告示の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

砥部町長 様

年度個人町民税・県民税減免申請書附表

砥部町税条例第51条第1項第1号から第3号に規定する減免の申請にあたって、生活状況等を次のとおり申告します。なお、申告内容について、町が個人町民税・県民税の減免の決定に必要な範囲において減免申請者及び世帯員の住居や事業所などの関係施設、その他各関係機関へ実地または書面により調査を行うことに同意します。

1. 申請者又は世帯員(減免を受けようとする人の世帯の全員分の附表を作成してください。)

住所			
(フリガナ)		生年月日	大・昭 平・令 年 月 日
氏名			

2. 当該年中の所得金額の見積額等

区 分 (該当するものにチェック又は内容を記入)・		年中(1月1日～12月31日)の所得金額の見積額				
		申請日以前の実績	申請日以後の見積	合 計		
合計所得金額に含まれる収入等	<input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 不動産	収入金額	円	円	円	
		必要経費				
		所得金額①				
	給 与	収入金額				
		所得金額②				
	雑	公的年金	収入金額			
			所得金額③			
		その他	収入金額			
			必要経費			
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px;"></div>	収入金額				
		必要経費				
		所得金額⑤				
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px;"></div>	収入金額				
		必要経費				
所得金額⑥						
合計所得金額(①～⑥の合計)⑦						
その他の収入等	退職所得 勤続年数: ____年	収入金額				
		所得控除額				
		所得金額⑧				
	上場株式等 <input type="checkbox"/> 配当等所得 <input type="checkbox"/> 譲渡所得等	収入金額				
		必要経費				
所得金額⑨						
所得金額の合計額(⑦～⑨の合計)⑩						
給与の支払者	名 称					
	所在地					

3. 資産等の状況

現金						金額
						① 円
預貯金	区分	金融機関名	支店・支所名	預入金額	金利・預入期間	残高
	普通預金					
	定期預金			円	% 年 月	
					% 年 月	
					% 年 月	
					% 年 月	
					% 年 月	
	合 計					⑫ 円
株式等有価証券	銘柄等		単 価	数 量	価 額	
	合 計					⑬ 円
退職手当	支払予定年月日		支払金額	徴収税額(所得税・住民税)	差引金額	
	年 月 日				⑭ 円	
預貯金等の合計額(⑪~⑭の合計)					⑮ 円	
居住用以外の不動産の所有			□所有あり □所有なし			
資産保有状況 ※居住用以外の不動産及び動産を 記入すること。						
徴収の猶予、納期限の延長等によ っても到底個人町民税を納税するこ とが困難な理由						

4 公的・私的扶助の内容

公的・私的 扶助の内容	

様

砥部町長

年度個人町民税・県民税減免不承認決定通知書

年 月 日付けで申請された 年度の個人町民税・県民税の減免については、次の理由により承認しないことを決定しましたので、砥部町個人町民税減免取扱要綱第5条の規定に基づき通知いたします。

減免を承認しない理由			
申請された減免区分(該当事由)	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項第1号	生活保護法の規定による保護を受ける者	
	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項第2号	当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	
	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項第3号	学生及び生徒	
申請された期(月)別	普通徴収	給与特別徴収	年金特別徴収
	期(月)分～ 期(月)分	月分～ 月分	月分～ 月分

年 月 日

砥部町長 様

年度個人町民税・県民税減免事由消滅申告書

砥部町税条例第51条第3項の規定及び砥部町個人町民税減免取扱要綱第6条の規定に基づき、次のとおり減免事由が消滅したことを申告します。

住 所					
(フリガナ) 氏 名				電話番号	
該当しなくなった減免区分 (該当事由)	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項第1号	生活保護法の規定による保護を受ける者	就職年月日	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項第2号	当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	変更後 所得減少率		%
	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項第3号	学生及び生徒	前年の合計 所得金額		円
該当しなくなった理由 (具体的に記入)					
該当しなくなった 期(月)別	普通徴収		給与特別徴収		年金特別徴収
	期(月)分～	期(月)分	月分～	月分	月分～ 月分
就職した場合	給与支払者	名 称			
		所在地			

※変更後所得減少率は「1 - (当年合計所得金額 ÷ 前年合計所得金額)」により算出（小数点以下第2位未満切り捨て）

様

砥部町長

年度個人町民税・県民税減免取消決定通知書

年 月 日付けで決定した 年度の個人町民税・県民税の減免については、次の理由により、一部 ・ 全部を取り消すことを決定しましたので、砥部町個人町民税減免取扱要綱第8条第1項の規定に基づき通知します。

なお、他の減免区分に該当する場合は、この通知を受けた日から起算して10日以内に申請することで、再度、減免の申請に係る審査を受けることができます。

減免を取り消す理由			
取り消した減免区分(該当事由)	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項第1号	生活保護法の規定による保護を受ける者	
	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項第2号	当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	
	<input type="checkbox"/> 条例第51条第1項第3号	学生及び生徒	
申請された期(月)別	普通徴収	給与特別徴収	年金特別徴収
	期(月)分～ 期(月)分	月分～ 月分	月分～ 月分
取り消した期(月)別・減免税額	普通徴収	給与特別徴収	年金特別徴収
	期(月)分～ 期(月)分	月分～ 月分	月分～ 月分
	円	円	円